

令和4年第1回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和4年3月16日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 31号 令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）＜P4～P13＞
- 日程第 2 議案第 32号 令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）＜P4～P13＞
- 日程第 3 議案第 33号 令和3年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）＜P4～P13＞
- 日程第 4 議案第 34号 令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）＜P4～P13＞
- 日程第 5 議案第 35号 令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）＜P4～P13＞
- 日程第 6 議案第 36号 令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）＜P4～P13＞
- 日程第 7 議案第 37号 令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）＜P4～P13＞
- 日程第 8 議案第 38号 令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業会計補正予算（第4号）＜P4～P13＞
- 日程第 9 議案第 39号 令和3年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）＜P4～P13＞
- 日程第10 議案第40号 令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）＜P4～P13＞
- 日程第11 議案第41号 令和4年度足寄町一般会計予算＜P13～P22＞
- 日程第12 議案第42号 令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第13 議案第43号 令和4年度足寄町簡易水道特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第14 議案第44号 令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第15 議案第45号 令和4年度足寄町介護保険特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第16 議案第46号 令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第17 議案第47号 令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第18 議案第48号 令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算＜P13～P22＞
- 日程第19 議案第49号 令和4年度足寄町上水道事業会計予算＜P13～P22＞
- 日程第20 議案第50号 令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算＜P13～P22＞
- 加味第 1 一般質問＜P23～P29＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、3月16日は、初めに議案第31号から議案第40号までの令和3年度補正予算案の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、議案第41号から議案第50号までの新年度予算案の提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 答弁訂正の申出

○議長（吉田敏男君） この際、お諮りをいたします。

渡辺町長より、昨日3月15日の高橋健一議員の一般質問に対する答弁の中で、一部訂正したい旨、申出がありました。

この申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

町長の発言を許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、訂正とおわびを申し上げます。

昨日の高橋健一議員のネイパル足寄に関する一般質問の中で、ネイパル足寄の土地の所有については北海道ということでお答えしましたが、議会終了後にちょっと調べたところ、足寄町が所有し無償貸与しているということが分かりました。

北海道の施設であり、当然北海道が所有している土地に建設されたものと思込みまして、調査せずに間違った答弁となってしまうました。

ここで訂正をさせていただき、間違った答弁となってしまったことをおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉田敏男君） 以上で、答弁の訂正を終わります。

7番。

○7番（高橋健一君） 調査していただきまして、本当にありがとうございます。

ちょっと昨日は町長の発言で気持ちが萎えてしまいまして、もうちょっと迫力を出すところをすっかり興をそがれてしまった感じがしますけれども、しかし、事実関係が分かってほっとしています。

ネイパルの敷地は全部足寄の所有です。足寄町の所有です。そして、無償貸与してきました。それに対して、今度は道のほうは今まで5人の職員、それから食堂の業者、それに掃除のおばさんたちの首を切っておきながら、何の説明も足寄になかったということです。私はキャスティングボードを握っているのは足寄町だと思います。こんな愚行を許すわけにはいかないのです、どうぞ足寄町としても白紙撤回を求めて、道に、道教委に抗議をしていただきたい。よろしく願いいたします。

それから、議会のほうでももう少し議論を尽くして、どうぞ皆様、職を失った人た

ちが浮かばれるように善処していただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） ただいまの高橋議員の発言がありました。

町長の訂正に対する発言でありますけれども、これはこれ以上ということになりますと、議会運営委員会にお諮りをいたしますから、その後に御発言を頂きたいと思ひます。

議会運営委員会委員長、お願ひします。この件について、後ほどでよろしいですから。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 高橋健一議員の意向を捉えて、また議会運営委員会で審議したいと思ひますけれども、今のところ高橋議員からまた休憩中にでも何か申出がありましたら、開きたいと思ひます。

そして、昨日、そういう間違つた答弁あることによって、一般質問が勢いがそがれたというか、また答弁やり取りも違つた、高橋健一議員がお話のように、違つたことと思ひますので、本当に残念だと思ひますので、またよく考へていただいて、議会運営委員会のほうに申し出ていただければ、また諮りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） ただいまのようなことでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、日程に入ります。

◎ 議案第31号から議案第40号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）から日程第10 議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）までの10件を一括議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）から議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願ひいたします。

議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億334万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,690万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

30ページをお願ひいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第4節共済費におきまして、会計年度任用職員等社会保険料を1,167万円減額いたしました。

32ページをお願ひいたします。

第2目基金積立金、第24節積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして1億7,037万1,000円を計上いたしました。

44ページをお願ひいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、第12節委託料におきまして、住民基本台帳システム改修業務といたしまして273万3,000円を計上いたしました。

66ページをお願ひいたします。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合塵芥負担金といたしまして、135万4,000

円を計上いたしました。

68ページをお願いいたします。

第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして2,084万6,000円を計上いたしました。

70ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1目農業費、第4目畜産草地費、第20節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金を5,337万6,000円減額いたしました。

72ページをお願いいたします。

第5目農地費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、道営中足寄地区及び西足寄地区水利施設等保全高度化事業、営農用水負担金を合わせて3,343万9,000円減額いたしました。

78ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、第17節備品購入費におきまして、オンネット野営場休憩舎の初度備品といたしまして200万4,000円を計上いたしました。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費、第12節委託料におきまして、地籍測量業務を3,446万7,000円減額いたしました。

84ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、第2目下水道費、第27節繰出金におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金を4,367万3,000円減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては10ページからとなりますが、12ページへお戻りください。

第11款地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして1億2,249万9,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第16款道支出金におきまして、下段に

なりますが、地籍調査事業道補助金を2,380万3,000円減額いたしました。

24ページをお願いいたします。

第17款財産収入におきまして、立木、カラマツ売払収入といたしまして2,999万9,000円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金を2億3,216万6,000円減額いたしました。

28ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、第2目辺地対策事業債を合わせて3,650万円減額いたしました。

第3目過疎対策事業債を合わせて3,570万円減額いたしました。

6ページへお戻りください。

第2表繰越明許費9件をお願いいたしました。

第3表地方債補正、変更3件をお願いいたしました。

以上で、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）について、説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

113ページをお願いいたします。

議案第32号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,907万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

124ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項保険給付費、第1目療養諸費におきまして、療養給付費負担金といたしまして603万2,000円を計上いたしました。

128ページをお願いいたします。

第7款諸支出金、第2項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金におきまして、国

民健康保険病院事業会計繰出金といたしまして433万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

118ページへお戻りください。

第1款国民健康保険税におきまして、医療給付費分の現年課税分など、合わせて1,219万4,000円を計上いたしました。

第2款道支出金におきまして、保険給付費等交付金など、合わせて654万3,000円を計上いたしました。

次に、131ページをお願いいたします。

議案第33号令和3年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,597万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、主に事業執行による減額でございますので、説明は省略させていただきます。

133ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、153ページをお願いいたします。

議案第34号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,035万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,084万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、主に事業執行による減額でございますので、説明は省略させていただきます。

155ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

次に、177ページをお願いいたしま

す。

議案第35号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,267万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,238万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

190ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費におきまして、居宅介護サービス給付費など、合わせて7,284万9,000円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

182ページへお戻りください。

第4款支払基金交付金におきまして、介護給付費交付金を3,657万4,000円減額いたしました。

第5款道支出金におきまして、介護給付費道負担金を1,723万3,000円減額いたしました。

次に、199ページをお願いいたします。

議案第36号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,755万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,724万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、主に事業執行による減額でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、223ページをお願いいたします。

議案第37号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,546万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、主に事業執行による減額等でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、233ページをお願いいたします。

議案第38号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,008万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、主に事業執行による減額等でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

243ページをお願いいたします。

議案第39号令和3年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

資本的収入及び支出の予定額から資本的収入額2,317万1,000円、資本的支出額594万円をそれぞれ減額し、資本的収入の予定額を2,218万6,000円に、資本的支出の予定額を7,015万7,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の予定額の補正に伴い、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額を4,797万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を279万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金を4,517万3,000円にそれぞれ改めるものでございます。

補正予算の内容につきましては、主に事業執行による減額等でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、249ページをお願いいたします。

議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ3,954万3,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ11億5,618万4,000円とするものでございます。

次に、資本的収入の予定額から878万7,000円を減額し、資本的収入の予定額を1億490万4,000円とするものでございます。

資本的収入の予定額の補正に伴い、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額及び過年度分損益勘定留保資金を3,641万6,000円に改めるものでございます。

補正予算の内容につきましては、主に事業執行による減額等でございますので、説明は省略させていただきます。

250ページをお願いいたします。

第4条におきまして、地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

第5条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を2,815万4,000円減額し、7億5,170万5,000円とするものでございます。

第6条におきまして、予算第10条に定めた棚卸資金の購入限度額を1億1,541万5,000円に改めるものでございます。

以上、議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）から、議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）までの説明とさせていただきます。

次に、令和3年度予算の専決処分についてのお願いでございます。

令和3年度の収支につきましては、おおむね見通せる状況にありますが、地方譲与税、特別交付税など、収入の一部について

未確定の項目がございます。

これらの収入はいずれも3月下旬にかけて額が確定するため、今回議決をお願いしております予算決定後において増減が予想されます。これらのことから、収入の状況により予算の専決処分の措置を講じさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめ御了承のほどお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第14号）の件の質疑を行います。

30ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

30ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に30ページから48ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に48ページから62ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

62ページから68ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に68ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

70ページから76ページ、第6款農林水産業費。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 71ページの関係で、畜産草地費ですか、節の貸付金についてお伺いいたします。

ここで、貸付金で、昨日川上議員が畜産振興改良資金ですか、畜産振興資金について質問をしていただいたわけですがけれども、その中でちょっと私も分からなかったのですけれども、5,300万円もの減額になっていますよね。この資金については無利子だったと思うし、足寄町は新規就農者が多いよということの中であったのですけれども、これだけの減額ということについては何か理由があったのかどうかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） こちらのほう、今年やはり生乳の生産抑制があったということで、乳牛の導入する農家がいなかったということで、これだけの減額になっているということでございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

他に、農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

76ページから78ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 78ページから88ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

88ページから90ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

90ページから110ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 第12款公債費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第13款職員費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳出総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは、10ページにお戻りください。

歳入に入ります。

款で進めます。

第1款町税、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に12ページ、第6款法人事業税交付金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第8款環境性能割交付金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第9款国有提供施設等所有市町村助成交付金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に参ります。

第11款地方交付税、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 12ページから14ページ、第13款分担金及び負担金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に14ページから16ページ、第14款使用料及び手数料、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に16ページか

ら18ページ、第15款国庫支出金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に20ページから22ページ、第16款道支出金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 22ページから24ページ、第17款財産収入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第18款寄附金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第19款繰入金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に24ページから28ページ、第21款諸収入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に参ります。

第22款町債、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳入総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは、6ページにお戻りください。

第2表繰越明許費9件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第3表地方債補正、変更3件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第14号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第31号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第14号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

118ページから128ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第32号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号令和3年度足寄町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

138ページから142ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 133ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号令和3年度足寄町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第33号令和3年度足寄町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

160ページから166ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、155ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第34号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

182ページから196ページまで、歳

入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 190ページの介護サービス給付費のことでお伺いをいたします。

居宅介護サービス費、施設介護サービス給付費、減額になっておりますが、この内容を教えていただければよろしいでしょうか。減額になった理由ですね。お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 介護サービス給付費の減額についてなのですが、当初は利用見込みを推計して計上させていただいたのですが、実際に実績といたしまして居宅介護サービス費ですと、例えば小規模多機能が定員まで全員使わなかったとか、各事業所の利用見込みによりまして減りました。

また、施設介護サービス費につきましては、特養ですとか老健とかの給付費なのですが、そちらもある程度満床になるぐらいの利用されても大丈夫な給付費を計上していたのですが、見込みより少なかったということで減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） では、居宅のほうに関しましては、町民のコロナに関する影響とかそういうもので、いつもはできるサービスができなかったということではないですね。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 居宅介護サービスにつきましては、今回コロナの影響もありましたけれども、各事業所が感染対策を行っていただきまして、通所をやめるとか訪問を控えるとか、そういうような対応はなく、サービスを提供していただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第35号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第35号令和3年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

204ページから212ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第36号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

228ページから230ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第37号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第38号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

238ページから240ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第38号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

243ページをお開きください。

これから、議案第39号令和3年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

246ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号令和3年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第39号令和3年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

249ページをお開きください。

これから、議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

254ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に256ページ、資本的収入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、250ページにお戻りください。

第4条、予算第5条中企業債の変更から第6条、予算第10条中棚卸資産の購入限度額の変更まで、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第40号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時17分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第41号から議案第50号まで

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第41号令和4年度足寄町一般会計予算の件から、日程第20 議案第50号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第41号令和4年度足寄町一般会計予算から議案第50号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで一括提案理由を御説明申し上げます。

一般会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第41号令和4年度足寄町一般会計

予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億5,963万1,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

46ページをお願いいたします。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、第14節工事請負費におきまして、議場設備更新工事といたしまして1,426万円を計上いたしました。

62ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目財産管理費、第14節工事請負費におきまして、平和生活改善センター改修工事といたしまして417万5,000円を計上いたしました。

66ページをお願いいたします。

第14目企画振興費におきまして、ふるさと足寄応援寄附推進事業といたしまして、ふるさと納税謝礼3,400万円、68ページになりますが、ふるさと納税サポート業務委託料594万円など、合わせて5,000万円を計上いたしました。

第12節委託料におきまして、市街地コミュニティバス運行管理業務といたしまして843万7,000円、移住等サポート業務といたしまして564万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

70ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、住環境・店舗等整備補助金4,750万円、まちづくり活動支援補助金150万円、結婚新生活支援事業補助金210万円、ふるさと納税返礼品開発支援補助金100万円などを計上いたしました。

第24節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして5,000万円を計上いたしました。

72ページをお願いいたします。

第15目行政情報管理費、第13節使用料及び賃借料におきまして、クラウドシス

テム使用料といたしまして6,340万4,000円を計上いたしました。

76ページをお願いいたします。

第17目あしよろ銀河ホール21管理費、第12節委託料におきまして、屋上防水改修設計業務といたしまして124万3,000円を計上いたしました。

第18目新エネルギー対策費、第12節委託料におきまして、再生可能エネルギー導入計画策定業務といたしまして990万円を計上いたしました。

82ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、第12節委託料におきまして、戸籍総合システム改修業務といたしまして572万円を計上いたしました。

84ページをお願いいたします。

第4項選挙費、第2目参議院議員選挙費におきまして、選挙に要する経費といたしまして職員手当等の人件費のほか需用費、委託料など合わせて1,266万9,000円を計上いたしました。

86ページをお願いいたします。

第3目北海道知事・北海道議会議員選挙費におきまして、選挙に要する経費といたしまして、職員手当等の人件費のほか需用費、委託料など合わせて865万2,000円を計上いたしました。

90ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第12節委託料におきまして、障害者地域生活支援センター管理運営業務といたしまして2,248万7,000円を計上いたしました。

92ページをお願いいたします。

第14節工事請負費におきまして、障害者地域生活支援拠点施設外構工事といたしまして1,586万2,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町社会福祉協議会補助金といたしまして3,643万6,000円を計上

いたしました。

第19節扶助費におきまして、障害者自立支援給付費3億1,834万8,000円、障害者医療費1,827万4,000円、94ページの上段になりますが、障害者地域生活支援給付費1,742万3,000円などを計上いたしました。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして9,427万2,000円を計上いたしました。

98ページをお願いいたします。

第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費、第14節工事請負費におきまして、屋内ゲートボール競技場人工芝張り替え工事といたしまして、882万1,000円を計上いたしました。

100ページをお願いいたします。

第3目介護保険助成費におきまして、介護人材確保対策事業といたしまして、委託料、補助金など合わせて893万円を計上いたしました。

102ページをお願いいたします。

第4目介護サービス事業助成費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、軽費老人ホーム経営安定資金補助金といたしまして800万円を計上いたしました。

第6目高齢者等複合施設運営費、第12節委託料におきまして、高齢者等複合施設管理運営業務といたしまして4,274万9,000円を計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、手すり等設置工事といたしまして157万1,000円を計上いたしました。

104ページをお願いいたします。

第7目地域支援事業費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、介護療養型老人保健施設経営安定資金補助金といたしまして2,175万6,000円を計上いたしました。

106ページをお願いいたします。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務

費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、認定こども園どんぐりなど保護者負担金無償化事業補助金といたしまして、合わせて2,062万5,000円を計上いたしました。

112ページをお願いいたします。

第4目僻地保育所費、第14節工事請負費におきまして、上利別保育所空調設備整備工事といたしまして64万7,000円を計上いたしました。

116ページをお願いいたします。

第8目子育て支援費、第7節報奨費におきまして、子育て応援出産祝金といたしまして590万円を計上いたしました。

120ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、会計年度任用職員報酬などの人件費のほか医師等への謝礼や委託料など、合わせて3,902万3,000円を計上いたしました。

126ページをお願いいたします。

第4目環境衛生費におきまして、足寄町営温泉浴場新築事業といたしまして、建築確認申請等手数料52万6,000円、外構実施設計業務委託料731万5,000円、合わせて784万1,000円を計上いたしました。

128ページをお願いいたします。

第14節工事請負費におきまして、火葬炉設備修繕工事といたしまして、323万4,000円を計上いたしました。

第2項衛生費、第2目じんかい処理費、第12節委託料におきまして、一般廃棄物収集運搬業務といたしまして5,384万5,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合じんかい負担金といたしまして2,956万4,000円を計上いたしました。

130ページをお願いいたします。

第3目し尿処理費、第12節委託料におきまして、し尿収集運搬業務といたしまして1,299万1,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合し尿負担金といたしまして838万2,000円を計上いたしました。

第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費といたしまして、救急医療確保経費負担金などのほか、133ページまでになりますが、補助金、出資金合わせて5億580万円を計上いたしました。

136ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費におきまして、農業担い手育成支援事業といたしまして、141ページまでになりますが、新規就農志向者営農指導交付金、農業次世代人材投資資金など、合わせて2,355万5,000円、防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金といたしまして5,186万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

142ページをお願いいたします。

第4目畜産草地費、第20節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金といたしまして1億円を計上いたしました。

第5目農地費、第12節委託料におきまして、西足寄地区配水管等調査設計業務といたしまして925万1,000円、上足寄地区営農用飲雑用水基礎調査業務といたしまして663万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、西足寄地区配水管改修工事といたしまして2,327万6,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、道営足寄地区農地整備（担い手育成型）事業負担金といたしまして2,890万円、144ページになりますが、道営中足寄地区及び西足寄地区水利施設等保全高

度化事業（営農用水）負担金といたしまして、合わせて1億3,341万1,000円を計上いたしました。

146ページをお願いいたします。

第7目営農用水道等費、第14節工事請負費におきまして、営農用水道計装装置更新工事といたしまして1,558万7,000円を計上いたしました。

148ページをお願いいたします。

第9目畜産物処理加工施設運営費、第14節工事請負費におきまして、施設トランスPCB調査・撤去工事といたしまして939万8,000円を計上いたしました。

150ページをお願いいたします。

第10目多面的機能発揮促進事業費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、中山間地域等直接支払交付金2億94万3,000円、多面的機能支払交付金4,643万9,000円、環境保全型農業直接支払交付金674万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

154ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、森林環境推進事業補助金といたしまして3,151万円、豊かな森づくり推進事業補助金といたしまして1,984万3,000円を計上いたしました。

第24節積立金におきまして、森林環境譲与税基金積立金といたしまして5,403万6,000円を計上いたしました。

第3目町有林管理費におきまして、森林整備事業といたしまして、除間伐や準備地ごしらえ等の手数料など、合わせて3,485万9,000円を計上いたしました。

156ページをお願いいたします。

第4目水源林造林事業費におきまして、水源林造林事業といたしまして、下刈りや集積、間伐等の手数料など、合わせて8,862万2,000円を計上いたしました。

158ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商

工振興費におきまして、商工振興対策経費といたしまして、足寄町商工会補助金、産業振興事業補助金など、合わせて3,120万4,000円、中小企業特別融資事業といたしまして、貸付金1億9,000万円、新型コロナウイルス対応の商工振興対策経費といたしまして、「頑張ろう足寄！プレミアム付商品券」発行事業補助金など、合わせて5,430万円をそれぞれ計上いたしました。

162ページをお願いいたします。

第3目観光費、第14節工事請負費におきまして、雌阿寒温泉公衆トイレ等水道施設改修工事といたしまして1,996万5,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、165ページになりますけれども、足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会等補助金といたしまして500万円、足寄観光協会補助金といたしまして950万円をそれぞれ計上いたしました。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費におきまして、地籍調査事業といたしまして、167ページまでになりますが、地籍測量業務委託料4,630万4,000円など、合わせて6,445万4,000円を計上いたしました。

168ページをお願いいたします。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第14節工事請負費におきまして、町道応急補修工事など、合わせて9,294万2,000円を計上いたしました。

170ページをお願いいたします。

第2目道路管理費、第14節工事請負費におきまして、街路灯等整備工事といたしまして1,171万9,000円を計上いたしました。

172ページをお願いいたします。

第3目土木車両管理費、第17節備品購入費におきまして、タイヤショベルといたしまして649万円を計上いたしました。

第4目臨時地方道整備事業費、第12節

委託料におきまして、下愛冠1丁目7号通り調査設計業務といたしまして642万4,000円を計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、南2条2号通り整備工事といたしまして2,425万5,000円を計上いたしました。

第5目道路新設改良費におきまして、橋梁長寿命化修繕事業といたしまして、調査設計及び点検業務委託料、修繕工事請負費、合わせて1億6,018万2,000円、道路ストック修繕事業といたしまして、調査設計業務委託料、修繕工事請負費、合わせて4,610万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

180ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、第4目公園事業費におきまして、里見が丘公園整備事業といたしまして、業務委託料、整備工事請負費など、合わせて7,171万9,000円、公園施設長寿命化修繕事業といたしまして、業務委託料、修繕工事請負費など合わせて2,943万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

182ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第12節委託料におきまして、北星団地公営住宅解体工事実施設計業務といたしまして134万2,000円を計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、北星団地公営住宅解体工事といたしまして1,451万9,000円、下愛冠団地公営住宅下水道接続工事といたしまして250万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

184ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費におきまして、常備消防管理経費といたしまして、消防庁倉屋上防水改修工事請負費2,675万5,000円、十勝広域消防事務組合消防負担金2億3,251万円など、合わせて2億7,011万2,000円、非常備消防管理経費といたしまして、消防団詰所屋根塗装工事請負費203万7,

000円など、合わせて4,255万円をそれぞれ計上いたしました。

192ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第12節委託料におきまして、足寄町学習塾管理運営業務といたしまして3,663万円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高等学校振興会補助金といたしまして870万8,000円、足寄高等学校通学費等補助金といたしまして3,069万3,000円、足寄高校生海外研修派遣事業実行委員会補助金といたしまして5,414万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

196ページをお願いいたします。

第4目スクールバス管理費、第17節備品購入費におきまして、スクールバスといたしまして1,050万2,000円を計上いたしました。

200ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第1目学校管理費、第14節工事請負費におきまして、足寄小学校教員住宅改修工事といたしまして330万2,000円、202ページになりますが、僻地小学校保健室空調設備整備工事といたしまして258万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

204ページをお願いいたします。

第2目学校教育費、第17節備品購入費におきまして、タブレットパソコン一式といたしまして561万5,000円を計上いたしました。

第3目学校建設費、第14節工事請負費におきまして、螺湾小学校外部改修工事といたしまして6,815万2,000円を計上いたしました。

206ページをお願いいたします。

第3項中学校費、第1目学校管理費、第17節備品購入費におきまして、パソコン一式といたしまして648万8,000円を計上いたしました。

208ページをお願いいたします。

第2目学校教育費、第17節備品購入費におきまして、タブレットパソコン一式といたしまして234万8,000円を計上いたしました。

214ページをお願いいたします。

第4項社会教育費、第4目博物館運営費、第12節委託料におきまして、博物館施設管理運営業務といたしまして4,400万円を計上いたしました。

222ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費、第14節工事請負費におきまして、陸上競技場走り幅跳び施設改修工事といたしまして133万1,000円を計上いたしました。

224ページをお願いいたします。

第2目総合体育館運営費、第12節委託料におきまして、総合体育館防災倉庫新築工事実施設計業務といたしまして259万6,000円を計上いたしました。

228ページをお願いいたします。

第3目温水プール運営費、第14節工事請負費におきまして、健康プール外改修工事といたしまして1,114万1,000円を計上いたしました。

232ページをお願いいたします。

第5目学校給食費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、学校給食費無償化事業補助金といたしまして2,594万2,000円を計上いたしました。

234ページをお願いいたします。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金におきまして、長期債償還元金といたしまして15億8,864万2,000円を計上いたしました。

236ページをお願いいたします。

第2目利子におきまして、長期債利子といたしまして3,037万6,000円を計上いたしました。

236ページから239ページまでになりますが、第13款職員費におきまして、

特別職2名、教育長、一般職161名の給与等経費全てを計上いたしております。

人件費の詳細につきましては、250ページから253ページまでに科目別内訳を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

10ページへお戻りください。

第1款町税におきまして、個人町民税を前年度対比約0.5%増の3億4,423万5,000円、法人町民税を前年度対比約0.4%減の4,906万7,000円、それぞれ計上いたしました。

固定資産税を前年度対比約4.4%減の4億3,455万7,000円計上いたしました。

軽自動車税を前年度対比約1.9%増の2,077万7,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

町たばこ税を前年度対比約2.6%増の6,257万4,000円計上いたしました。

入湯税を前年度対比約15.6%増の63万6,000円計上いたしました。

第2款地方譲与税におきまして、自動車重量譲与税を1億767万9,000円、地方揮発油譲与税を3,322万円、森林環境譲与税を5,403万6,000円それぞれ計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金を1億7,237万2,000円計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第11款地方交付税の普通地方交付税におきまして、前年度対比約9%増の42億8,699万5,000円、特別地方交付税におきましては前年度並みの3億8,855万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

18ページからになりますが、第14款

使用料及び手数料を前年度対比約2.2%減の1億6,255万4,000円計上いたしました。

22ページからになりますが、第15款国庫支出金及び第16款道支出金におきましては、事務事業等に関わりません補助金、交付金等を計上いたしました。

34ページをお願いいたします。

第18款寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金を1億円計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金など、合わせて6億2,433万6,000円の基金繰入金を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

第21款諸収入、第5項雑入、第3目水源林造林事業収入を9,634万3,000円計上いたしました。

44ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、過疎対策事業債など合わせて6億9,617万9,000円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わります。

6ページへお戻りください。

第2表で地方債4件をお願いいたしました。

1ページへお戻りください。

第3条において、一時借入金借入れの最高額は15億円と定めるものでございます。

以上で、令和4年度足寄町一般会計予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第42号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 特別会計も相当時間かかるでしょう。まだしばらくかかりますね。そうしたら、午後からにしたいと思います。

います。

特別会計においては、午後1時から御説明を受けることにいたしたいと思っております。

若干時間が5分ほど早いのですけれども、暫時休憩をいたしまして、1時再開といたしたいと存じます。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

提案理由の説明、続けてお願いをいたします。

渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） それでは、午前中に引き続き、特別会計から御説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第42号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,260万2,000円と定めるものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、14ページから27ページまでになりますが、保険給付費5億3,674万8,000円、国民健康保険事業費納付金3億60万8,000円などを計上いたしました。

8ページへお戻りください。

歳入につきましては、13ページまでになりますが、国民健康保険税2億3,079万9,000円、道支出金5億7,704万1,000円などを計上いたしました。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第43号令和4年度足寄町簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,469万9,000円と定めるものでございます。

42ページをお願いいたします。

歳出につきましては、47ページまでになりますが、職員給与などの人件費のほか施設管理経費、水道工事費などを計上いたしました。

40ページへお戻りください。

歳入につきましては、事業収入、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第44号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億412万6,000円と定めるものでございます。

68ページをお願いいたします。

歳出につきましては、77ページまでになりますが、総務費において終末処理場の管理経費等、事業費におきまして職員給与などの人件費のほか雨水管新設工事、下水道管渠新設工事などを計上いたしました。

64ページへお戻りください。

歳入につきましては、67ページまでになりますが、公共下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債などを計上いたしました。

60ページへお戻りください。

第2表で債務負担行為3件、第3表で地方債2件をお願いいたしました。

次に、89ページをお願いいたします。

議案第45号令和4年度足寄町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,033万8,000円と定めるものでございます。

102ページをお願いいたします。

歳出につきましては、119ページまでになりますが、総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上いたしました。

96ページへお戻りください。

歳入につきましては、101ページまで

になりますが、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、125ページをお願いいたします。

議案第46号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,387万1,000円と定めるものでございます。

136ページをお願いいたします。

歳出につきましては、143ページまでになりますが、職員給与などの人件費、施設の管理運営費などを計上いたしました。

132ページへお戻りください。

歳入につきましては、135ページまでになりますが、介護サービス給付費収入、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、155ページをお願いいたします。

議案第47号令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,228万5,000円と定めるものでございます。

166ページをお願いいたします。

歳出につきましては、169ページまでになりますが、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上いたしました。

162ページへお戻りください。

歳入につきましては、165ページまでになりますが、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金などを計上いたしました。

次に、171ページをお願いいたします。

議案第48号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ

れ7,720万1,000円と定めるものでございます。

182ページをお願いいたします。

歳出につきましては、189ページまでになりますが、職員給与などの人件費、施設の管理運営費などを計上いたしました。

178ページへお戻りください。

歳入につきましては、181ページまでになりますが、施設管理負担金、一般会計繰入金など計上をいたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

別冊の上水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第49号令和4年度足寄町上水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において1億7,144万2,000円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用などがございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は企業債、工事負担金、支出は建設改良費、企業債償還金でございます。

2ページをお願いいたします。

第5条において、債務負担行為1件をお願いいたしました。

第6条において、企業債1件をお願いいたしました。

第7条において、一時借入金の限度額は4,000万円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略をさせていただきます。

次に、別冊の国民健康保険病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第50号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において、12億5,678万円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用などがございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は企業債、一般会計出資金など、支出は医療機器購入などの建設改良費、企業債償還金でございます。

2ページをお願いいたします。

第5条において、企業債2件をお願いいたしました。

第6条において、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略をさせていただきます。

以上で、議案第41号令和4年度足寄町一般会計予算から議案第50号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで一括提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置をし、これに付託して会期中の休憩中に審査することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置をし、これに付託して会期中の休憩中に審査することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高橋秀樹君、副委員長に熊澤芳潔君、以上のとおりです。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

40分まで休憩しますから。

午後 1時24分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、一般質問を行います。

日程追加の理由を御説明いたします。

昨日の高橋健一議員の一般質問において、町長の答弁に誤りがあり、本日答弁の訂正がされたところですが、高橋健一議員

より訂正された答弁に基づき再質問をやり直したいとの申出があったことから、議会運営委員会として協議いたしました。

本件については、町長の答弁に誤りがあったことで、再質問の内容も変更を余儀なくされ、本来するはずの再質問ができなかったと認められることから、特例として昨日の再質問の続きとして日程に追加するものです。

なお、一般質問の残り時間は65分となっていますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 昨日の継続として一般質問を行います。

再質問を行います。

発言を許します。

7番高橋健一君。

○7番（高橋健一君） 昨日に引き続き、一般質問を続けさせていただきます。

昨日の一般質問の途中で町長から答弁を頂きましたけれども、それが誤りだったということであれしいやら悲しいやら、ちょっと複雑な気持ちなのですけれども、本当に実は町長の答弁のネイパル足寄は北海道の財産ではないかと、土地は北海道のものではないかという答弁がありましたけれども、実際は足寄町の所有物だと。足寄町の土地だったということで、ずっと無償貸与してきたということが判明しました。この部分は本当に私も一般質問の肝の部分でして、非常に大事なところでした。足寄のものなのか、北海道のものなのか、全然展開が違って、残念ながら私の答弁は最後は蚊の鳴くような小さな声で終わってしまっ、て、残念な思いで帰ってきましたが、まずは町長に謝罪をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど今日の当初、冒頭で間違いを分かったということで、昨日の答弁の中身が間違っていたということで謝罪をさせていただきました。

改めて、答弁の中身について私の思い込みで答えてしまったという部分ございまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 町長、許します。

町長の間違いのも分かるのですよね。いわゆるあのネイパル足寄が足寄の土地でありながら、北海道の道教委から何も説明がないと、それが私腹立つのですよね。これ町長間違ってもしょうがないし、道教委も分かっているのかどうかしれない。いわゆる土地持っている人にまず挨拶というのが最初なのではないかと思うのですよね。法的には分かりませんし、これからちょっと経緯を尋ねたいと思うのですけれども、今多治見議員からいろいろ教えていただいたのですけれども、最初のネイパルは北海道、道がやっていて、道職員が何か来て事業をしていたみたいです。それで困ったものだから、結局足寄に振って観光協会さんをお願いしたのですよね。そこには足寄町も関わっていると思うのですよね。それを最終的にむげにほごにするというのは許せないのですけれども、これまでの経過ちょっと分かる範囲でちょっと説明いただけませんか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 分かる範囲でということですので、本当にまた思い込みだとか思い違いで話ししてまた間違うということもありますので、本当に今資料も何もございませんし、そういった意味であそこところが経過きちんとお話ができるかどうかというのはちょっと分からない、ちょっと申し訳ないのですけれども、先に予防線

張ってるわけではありませんけれども、大変申し訳ありませんけれども、本当に分かる範囲でということで、中にはもしかしたら思い違いがあるかもしれませんが、御報告をさせていただきたいと思いません。

ネイパルについては、もともとオンネット一青年の家だとか学校、足寄にあって、オンネット一青年の家がなくなって、青少年の研修施設みたいなものがないというような状況に足寄町になったということで、その後、そういう施設を足寄でもまたできないかというようなこともあったのかなというように思います。

それで、足寄町で平成の初頭からそれに代わるような青少年研修施設の誘致を模索をしてきたということでもあります。

それで、足寄町としてはこのネイパルを誘致するために当時管内の全町村に協力を頂いて、期成会などの協力も頂いて、誘致の運動をしてきたということで、平成3年に足寄町の設置が決まったということでもあります。

予定地については、当初足寄湖周辺というような案もあったみたいですが、最終的には現在の常盤のところに決まって、用地を町が取得して無償貸与するということで、平成7年6月から建設が始められたというのが町史に載っております。

そういうような経過で始まって、平成9年に開館をして、それ以来、先ほどお話あったように、最初は道の施設として道の職員がここに、ネイパルに勤務されてネイパルを運営してきたというところでもあります。

それで、ネイパルの施設の道直営で今までやっていたのを、平成19年に指定管理という、こういう制度を使って運営をしましょうということになったようで、そのあたりはちょっと道の中での検討だとかそういったものがあるのだろうというように思いますけれども、平成19年からネイパル

足寄の運営を指定管理を受けて観光協会が運営をしてきているということで、それから5期、平成19年から5期にわたってネイパル足寄を観光協会が運営をしてきているということです。

今回、平成4年4月1日から5年間の指定管理を行うということで、その募集がまたあったということで、それで公募が、北海道のネイパル足寄の指定管理の公募が10月にあったということで、公募の説明会などもあって、そこには山下理事長ですとか、南岡所長だとかも出席をされているということでもあります。

最終的に理事会なども、11月30日に理事会も開催をして第6期目の指定管理の申請に観光協会もエントリーをするということが決まったということで、12月8日にはネイパル足寄の指定管理申請書を提出しているということですね。そして、12月中ぐらいに審査がされてきているということで、今年、年明けてから今年の1月13日にネイパル足寄の指定管理候補に観光協会は選定されませんでしたよという通知がありましたということで、1月18日に観光協会では理事会を開いて、3月末指定管理の終了に向けていろいろな手続、いろいろ借りているものですとか、そういったものの解約を進める、それから職員の再就職、そういったものも個人個人の意向を最大限尊重して決めていきたいと思いますということが確認がされているということでもあります。

2月1日に道教委の職員の選定の手続に不正があるのではないかと疑いがあるということで、指定管理の候補者選定手続について保留をしますということで、13日の日には選定されなかったよと通知はあったけれども、2月1日ではそういうことで保留になっているということだそうです。あと、それから2月4日ですか、山下理事長の観光協会のほうから厳正なる調査を行ってくださいという要望書を観光協会

のほうで出しているということでもあります。

道では、第三者委員会ということで弁護士さんたちを立ててそういう委員会をつくって、その中身について調査をしていると。南岡所長だとか、伊藤事務局長だとかにも聞き取り調査なども行われているというように聞いています。

2月24日には、ネイパルに採用している方たちの職員の1か月前には解雇の通知を出さなければなりませんので、2月24日には解雇予告の通知を出しているということで、それまで施設で使っていた機器ですとか、リースだとかそういったものの解約ですとか、それからそこで働いている人たちの解雇だとか、そういった手続をずっと粛々と進めてこられたということ聞いています。

あと、その次の日の2月25日に道教委のほうから、1月13日の選定結果取消し、それから3月1日に委員を入れ替えて再選定の会議を行うということで、2月28日までに再度応募する意向があるのかどうなのかということの連絡が欲しいというような連絡があったということで、そのときにはそういう、ずっと粛々とそういう業務の終了に向けて進めてきていますよという、これから今まさに進めているところで、今急に言われてもというようなことで回答されたというようなことを聞いております。

あと、これまでの経過だとか、そういったものについては、改めて道教委のほうから書面で連絡をしてほしいということで、2月26日にはそういうことで要望を出しているという話であります。

2月28日には道教委から選定結果の取消しですとか、それから道教委による調査報告書、それから弁護士事務所による聞き取り調査の報告書などがメールで送られてきているということでもあります。

それをもって、観光協会としては、それ

に対する意見書を提出するという事で確認をして、3月1日ですかね、再選定に手を挙げたくても挙げるのでできない状況であることを電話で連絡して、そのことも含めて抗議の書面を送っているということです。

それであと、3月2日に再選定会議の結果、連絡は……、違いますね。3月4日にネイパル足寄指定管理者の候補については、足寄観光協会以外の業者に決定をしたということの電話連絡があったということで、選定結果の報告については7日で郵送しますよということになっているということで、これまでの経過について、観光協会さんでつくっていただいた書類を基に今報告しましたけれども、分かるところは、私が聞いているのはこういう経過であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） また蒸し返しますけれども、本当にだしからおかしいのですよね。いわゆる指定管理が6か所あるうちの5つが全部だんと変わってしまったと。何か変な力が働いているのではないかと考えざるを得ない。そうしたら、案の定不正があったと。そして2回目、今度は選定委員変えてやっても、足寄と厚岸だけは白紙に戻らなかったと、観光協会敗れたと。2連敗ということになってしまったということですね。非常にそこのところが非常に不可解で、一体何を考えているのか。私としては、何かここで報復してやらなければだめなのではないかと、そんな気もしないではないのですけれども。

町として、どういうふうに、このまま認めてしまうのは何かしゃくですよ。だって、人質取って自分の土地が、あその土地が足寄町のものですからね。だから発言権あると思うのですよね。地代取るとかね。何か法律的には出ていけというわけにはいかないのかもしれないのですけれど

も、その辺はどうなのでしょうかね。やはりどこまで法律的に要求できるのかということですよ。このままただ見ている、相手さんの計画どおりに行くかという、何か足寄の人たちは、私たちこれだけ一生懸命やっているから、私たち以上のことはできないのではないかと、職員の方おっしゃってましたけれどもね。そういうときにどうするのだと。本当にきちんとやれるのかどうか、これ怪しいもので、サービスは下がる、それからいろいろな使用料も上がるということになれば、足寄でもがつんと物申すようなそういう体制を整えておいたほうがいいのではないかと。地代も取るよと、きちんとやれと、俺たちの言うこと聞けと、そういうことも相手に対して物申すことができるのではないかと。長い物に巻かれるの嫌なのですよ、私ね。私気が小さいものですから、すぐちよろちよろして長い物に巻かれやすくなるのですけれども、日頃自分に対して戒めて、長い物に巻かれまいぞと、そういうふうに生きているつもりなのですけれども、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 私もこの決まり方、この最初の出だしからやっぱり今回の第6期の指定管理の選定について、このやり方がどうだったのかということを見てきたときに、もちろん最終的にやっぱり道教委の職員の方がやっぱりちょっと、何というのですかね、非常にそこに関わってきたといった部分もちょっと分かってきて、不正があったということが分かってきているわけですが、そのそういうやり方については非常に問題があるのではないのかなというように思っています。

ただ、その中で最終的に非常に深く関わって選定について問題があったということについては、変わらなかったというか、変わってないのですよね。この選定のやり方、選定の基準ですとか、そういった

ところも含めて、本当に中身がどうだったのかといったところを第三者ということで弁護士さんたちも入りながら中身を検討し、そしてその道教委の職員だとか、それから選定というか、手を挙げた業者さんたちだとか、そういった人たちにも聞き取り調査をしながら内容を精査して、この中身について精査をしてきていると。道教委としては、その中で道教委の中でのそういう第三者委員会みたいなどの調査によって、これはやっぱりだめですよという、深く関わり過ぎていて、その選定に問題がありますよということについては、やはりだめですよということになっていますし、選定の方法だとか、そういったものについてももう一回見直しをかけて、第三者委員会の中身を経て道教委で再度指定を、再選定ですか、指定管理者の再選定をするという形になって、今回の結果として観光協会については選ばれなかったという結果になっているところですので、最初のやり方というのはやっぱり間違っているのかなと思いますし、足寄町の実績ですとか、これまでの5期にわたっての実績ですとか、それから昨日もお話ありましたけれども、非常に満足度だとかも高く、よい結果を、ネパルの北海道の中にあるネパールの中でも足寄町はよい施設ですよということが認められているということでもありますから、そういうことだとかも含めて、もっと再選定に当たってそういったところもきちんと選択の要因として見てもらえるというようなことがあってもいいのではないかと考えているところでもあります。

ただ、道教委の中ではそういうことではなくて、これから今後の、そういうことでいくと、ずっとやっているところが有利になって、これからやっぱりやっていくといった部分では、これからの部分を見ますよということなのかもしれませんけれども、そういう選定の方法が、再選定をやっ

た結果、足寄町は残念ながらだめだったですよという結果になってしまったということでもありますので、出だしは確かにやり方としては非常にまずいのではないのかなというように思いますし、足寄町としても、昨日も言いましたけれども、そこで働いている人たちもいるわけだし、足寄町からいろいろな納入も、食事だとかそういったものも納入されているということがありますので、やはり足寄町としては非常に、確かに5人ぐらいだとか、そんなに入っているものも少ないのではないのかという部分もあるかもしれませんけれども、しかしそうは言っても、足寄町のこの小さなまちの中で、そこは非常に大きな部分なのですよというところは確かにあると思います。

そういった部分で、非常に今回選ばれなかったという部分では、非常に腑に落ちない部分もあるし、納得いかない部分もあるのですけれども、ただ、これはやっぱり道教委と、それから観光協会の間の話であって、足寄町がその中には全く関わってはいない、この指定管理者の選定といった部分の中には入ってこないのですね。そういったところで、なかなか足寄町としておもしろくないですよというか、不満に思っていますよという部分があったにしても、なかなかそこを言っていけない部分がやっぱりあるのかなというように思っています。

そういった思いがあるということで、御理解いただければなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 本当に今までの実績というのは全然認められていない、全く分かってないのですよね。すばらしいところでしたし、本当にこれからそういうことが続けられるのかどうか非常に疑問なのです。

私は腹煮えくり返っているし、法律云々、道理がどうかこうとかいっても

やっぱりどこかで、いわゆる仁義に欠けるところがあるのではないかと、これは本当に許さない。私としては許されない、許せない、そういう結果だと思っています。

何か、もうちょっと足寄もがつつと言っ
てやっていいのではないですか。これから、土地は足寄町なのですからね。それに対して何もコメントがないというのは、一体どうしてしまったのでしょうか、道教委というのは。相当金属疲労起こしているのではないかと思うのですけれどね。その辺をもうちょっと話を煮詰めて、足寄町でど
んどん言ってやったらいいのではないですか。そして新しいオカモトさんですか、新しい業者さんからも何の連絡もないのか。もう4月すぐになりますよね、4月1日から営業を始めるというのですけれどもね。どんなことになるのか、私もちょっと分からないのですけれども、自分はちょっとかっかして
おりますから、冷静な判断ちょっとできてないのですけれども、町としてこれからどういうふうに対応していくのか。が
つつと言うときにははっきり言ってやってください。そして、足寄のためになる、そういうネイパルを目指してもらいたいとい
うと、何かオカモトさんに何か期待しているのかなと思われても困るのですけれども、よろしくお願
いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 土地は私間違っ
て昨日は北海道のものということでお話し
しましたけれども、足寄町のもので、やはり
先ほどお話ししましたように、多分ネイパ
ルを誘致するときに、足寄町としてもやっ
ぱり土地も提供しますよということでき
つとネイパルを誘致したのかなというよう
にも思うのですけれども、そのあたりちょ
っとはっきり分かりませんがね。町史
の中見ると、用地を町が取得して無償貸
与することで建設が始められたというよ
うな書き方になっているので、やっぱり
そういう誘致している中で、土地につ
いては足寄

町で用意しますよというようなことがあ
ったのかなというようにもちょっと思っ
ています。その点ははっきりしませんけれ
ども、私の憶測の部分ですから。

だから、そういうことで、やはりネイ
パルがずっと足寄町に来て、足寄町でい
ろいろな子供さんたちがいっぱい来て、
足寄で過ごしていかれたと、足寄であ
った楽しい思い出をつくっていかれた
ということは間違いのないことだとい
うように思っています。

足寄町でたまに職員の採用試験など
やったときに、足寄来たことあります
かという話を聞くと、やっぱり皆さん
小さいときにネイパルに来たことあ
りますよ、ネイパルで来て、足寄の
まちの中散策しましたよだとか、そ
うやって言われていますので、そ
ういう方が結構多くいらっしゃる
ので、やっぱりネイパルの果たして
きた役割というのは非常に足寄町
の中では大きなものだと思ってい
ます。

それと、足寄町の子供たちもやはり
ネイパルを使って、いろいろと楽し
い思い出であったり、研修を進め
たりだとかということをしてきて
いるということで、ネイパルその
ものについては、非常に足寄町
にとって大切な研修施設なのかな
というように思っているところで
あります。

ただ、今回の指定管理の選定と土地
の関係というのはやっぱりちょっと
違うのかなと、足寄町の土地だ
から指定管理はここにすれだ
とかという話にはやっぱりちょ
っとならないのかなというよう
に思っています。

北海道と、それから観光協会の
間の中で、足寄町としてはな
かなかその中になかなか入
っていくことはできません。た
だ、今もお話あったように、
足寄町のネイパルのある地
元の足寄町として、その働
き場所だとか、足寄町のも
のを買物をしてもらったり
だとかしている、そういった
ものが減っていきますよと。
北海道として、足寄

町の地域の活性化だとかそういったことをどう考えているのかというようなことは確かにあるのかもしれませんが。ただやっぱりそこはなかなか一緒にはならない部分なのかなというように思っています。

それで、やっぱり一番は観光協会がどう考えているのかなというところだというように思っています。足寄町がどうのこうのとかといっても、やっぱり今までやってきた観光協会がこのことをどう考えているのかなというところが一番大事なことなのかなというように思っておりまして、観光協会の意見なども十分聞きながら今後の対応については、観光協会と一緒に対応していければなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 今となっては懐かしい思い出ですけども、本当にネイパル行くと、パークゴルフなど下手なパークゴルフやっていると、遠くから子供たちの声が聞こえてきて、あそこが一番にぎやかな、子供の元気な声が聞こえてくる。これすばらしいところだなと。そして、足寄町も子供たちもあそこで育まれて、本当に楽しい思い出をつくられたと思うのですよね。これからそういうことができるのか非常に不安定だ。問題は、いわゆる指定管理のやり方が本当に正しかったのかということなのです。それが間違っていたら全部間違ふことになります。町長は指定管理だからしょうがないというかもしれない。それが本質的に間違いだったらどうするのだと、私へ理屈ですかね。何を言ってもしょうがないのかもしれませんが、要はこれからやっぱり本当に、前に教育長もおっしゃったけれども、まず子供たちだと。子供たちがこれからどういうふうに育まれていくかということが大事なのだよと。だから、目つぶるところは目つぶれということだったのですか、教育長。そういうことではなかったでしたか、昨日の答弁

は。教育長、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） よろしくおっしゃると言われても、うまく言えないのですけれども。

やっぱり北海道教育委員会が入札をして決定していくという、そういう裁量権を持っているということについては、足寄町教育委員会としても足寄町としても全然口の挟む余地はないのですよね。ただやっぱり私も昨日ちょっと言ったのですけれども、腑に落ちないというのは、人間はやっぱり情緒的に感情の生き物ですから、やっぱり足寄町の観光協会が管理運営をしていると。そして、その結果、いろいろな利用者のアンケート等々でもかなり評価が高いと。それは公表されているのですよね。そういう管理運営が主体となっている観光協会の努力が落ち度や瑕疵がないのに、何で今回こうなったか。やっぱりそこはほとんど落ちないのですね、誰しものが、町民がですね。私もそれはそうだと思うのです。一言で言うと、やっぱりこれある種のお役所仕事というのですかね。非常に選定に関わって、入札してそういう選定するのはそれはある種の民主主義のいい方途なのですけれども、非常に機械的で無機質だということです。そのやっぱり、何というのですか、溜飲が下がらないというかね、そういうことだと思うのですよ。

私は今、足寄町側から立って述べてますけれども、これが例えば道教委側から立ったときに、例えば事前にこんな業者が入りますよ、したがってこういうことが予想されますよと、そういう情報提供もこれもまたしにくいのだろうと。したがって、これから経緯、経過があるから、道教委側としてはそういう足寄町との協定的なものにのっとって、当然建物だとか、そういうものについては引き続きそうされるだろうと。そして中身の管理運営については、入札制度というのですかね、指定管理制度で

やっていく、そういうことでただ押ししてきたと思うのですよね。

今後、新聞にも道教委の部長のコメントも載ってましたけれども、関係市町村に丁寧な説明をしていきたいと、こう言っているのですが、私はそこに尽きるなど。どっちにしましても、足寄にとって、ネイパルのフィールドというのは足寄の子供たちにとっても、十勝の子供たちの青少年教育の鍛錬していく場にはなくてはならないところであるし、ネイパルは足寄町の象徴的な施設の一つだなど、そういうふうに捉えていますけれども、今後もそうだと思いますので、教育委員会としての基本姿勢としては昨日も言いましたけれども、やっぱり引き続き効果的な教育連携で構築していきたいなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。苦しい中も、教育長の話、よく心情が伝わってきました。ありがとうございます。

本当に残念なのですけれども、やはり今後も町長、言うところはがつつり言う、そういうことが必要なのではないかなど。今さら道教委の偉い人が来ても、そんなものもうどうしようもないわけでね。話も聞きたくもないですけれどもね。いつも同じですよ。終わってから来て、こうですみたいなもの聞きたくもないのだけれども、何か紙つぶてでもぶつけて、長靴でもぶつけてやりたいぐらいのものですけれども。何とも悲しい結果ですけれども、私もこれから一応関わっていくのかな、分かりませんがね、ネイパルと。その中でいろいろなことは発言していきたいと、こういうところ改善したほうがいいのではないかと、もうちょっと足寄を大事にしてください、そういうことを伝えていくのが私の使命かなど、そう思っています。

ちょっと厳しいことで、終わりになります

すけれども、昨日何か弔意か何かを表して終わったと思うのですけれども、何とも寂しい感じで今日は帰らせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番高橋健一君の一般質問を終えます。

◎ 散会の議決

○議長（吉田敏男君） ここで、お諮りをいたします。

本日は、これで散会をしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、3月17日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時17分 散会

令和4年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員